

利用規約

第1章 総則

第1条 総則

1. 本利用規約は、株式会社ストラボ（以下「弊社」といいます。）が提供するプラットフォーム「ストラボpartner」（以下「本サイト」といいます。）のユーザーが遵守すべき利用条件を定めるものです。
2. 本サービスに関して弊社の定める各種ガイドライン、マニュアル、FAQ等は、本利用規約の一部を構成するものとし、本サービスのユーザーは、本利用規約の内容を十分理解した上でその内容を遵守することに同意して本サービスを利用するものとし、本サービスを利用した場合には、当該ユーザーは本利用規約を遵守することに同意したものとみなします。

第2条 定義

本規約で用いられる以下の各用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用されるものとします。

- 1) 「本サービス」：本サイトの閲覧や本サイトに付随するメール配信等において、又は本サイトを通じて弊社が会員又はユーザーに対し提供する一切のサービスのことをいいます。
- 2) 「会員」：本サイトで所定の会員登録手続を行って弊社から登録の承諾を受けた個人又は法人をさします。
- 3) 「ユーザー」：本サービスの提供を受ける個人又は法人をさし、本サイトの閲覧者も含みます。
- 4) 「クライアント会員」：本サービスを通して業務を委託し、又は委託しようとする個人又は法人をさします。
- 5) 「エンジニア会員」：本サービスを通じて業務を受託し、又は受託しようとする個人又は法人をさします。
- 6) 「受発注者」：クライアント会員及びエンジニア会員の総称のことをいいます。
- 7) 「パートナー型」：本サービスにおいて、クライアント会員とエンジニア会員との間で1年の契約期間を設け受発注を行う業務委託契約のうち、月額及び年間契約料を設け受発注を行う依頼形式をさします。

- 8) 「スポット型」：本サービスにおいて、クライアント会員とエンジニア会員との間で案件ごとに受発注を行う業務委託契約をさします。
- 9) 「案件」：クライアント会員が他の設計者等に業務の委託を希望する案件をさします。
- 10) 「発注元」：クライアント会員が設計者である場合における施主、その他当該設計者の顧客であって、当該設計者に対しデザイン・設計に関するサービスの提供を発注した者をさします。
- 11) 「本委託料」：本業務委託契約に基づきクライアント会員がエンジニア会員に支払う委託料をさします。
- 12) 「本業務委託契約」：クライアント会員及びエンジニア会員間の対象案件に係る業務委託契約をさします。（その名称を問いません）
- 13) 「保証金」：パートナー型において本業務委託契約に基づきクライアント会員が弊社に預け入れる金員をさします。
- 14) 「登録情報」：会員登録手続きで入力・提供された一切の情報をさします。
- 15) 「ボーナス」：パートナー型において本業務委託契約に基づきクライアント会員がエンジニア会員に支払う金員をさします。
- 16) 「個人情報」：住所・氏名・電子メールアドレス等特定の個人を識別できる情報をいいます。
- 17) 「本収納代行合意」：第17条第1項に定める意味を有します。

第3条 本利用規約の変更

1. 弊社は、次の各号の一に該当する場合、各ユーザーから個別の同意を得ることなく弊社の裁量で本利用規約を変更することができるものとします。
 - 1) 利用規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合する場合
 - 2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合
2. 前項に基づく本利用規約の変更にあたり、弊社は、ユーザーに対して、変更後の利用規約の効力発生日及び変更内容について、事前に以下の各号の一の方法により周知するものとします。
 - 1) 本サイトへの掲載

- 2) 会員への電子メールの送信
 - 3) その他弊社が適切と判断した方法
3. 変更後の利用規約の効力発生日以降にユーザーが本サイトを利用した場合、本利用規約の変更に同意したものとみなします。
4. 規約の変更によりユーザーに損害が生じた場合であっても、弊社の故意又は重過失による場合を除き、弊社は一切の責任を負いません。

第2章 登録等

第4条 登録手続

1. 登録手続を行う者は、登録情報の入力にあたり、入力した情報は全て真実であることを保証するものとします。
2. 弊社は、会員登録手続にあたり、会員となろうとする者及び特定の機能・サービス等を利用しようとする者に対して、身分証明書又は履歴事項全部証明書その他必要な書類の提出を求めことがあります。これらの書類をご提出いただけない場合又は弊社所定の審査の結果不適切と思われる場合には、会員登録や特定の機能・サービス等の利用をお断りすることがありますので、予めご了承ください。
3. 登録した情報全てにつき、その内容の正確性・真実性・最新性等一切について、会員自らが責任を負うものとします。
4. 登録した情報に変更が生じた場合は、会員自らが直ちに弊社に対して通知しなければならないものとします。
5. 会員として登録できる者の資格・条件は以下の通りです。
 - 1) 満18歳以上であること
 - 2) 電子メールアドレスを保有していること
 - 3) 既に本サービスの会員となっていないこと
 - 4) 本利用規約の全ての条項に同意すること

- 5) 過去5年以内に、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらとのものとの関係を有していないこと
 - 6) 日本又は海外において適法に就労するための要件を満たしていること
 - 7) 自己の所属する組織体の規則に反した行為をしていないこと
6. 弊社は、登録手続を行った個人又は法人が以下の各号の一に該当する場合は、登録することを承諾しない場合があります。
- 1) 第6条第1項の各号の一に該当することが判明した場合、又はそのおそれがあると認められる場合
 - 2) 本人（法人の場合は、第1項にいう対外的に契約を締結する権限を付与された者）以外の代理人による登録の申込みであることが判明した場合
 - 3) その他弊社が登録を不適切であると判断した場合
7. 弊社は、登録することを承諾しない場合、当該登録手続を行った者に対し、承諾しない理由を開示及び説明する義務を負わず、承諾しないことによってその者に生じる損害については一切責任を負いません。
8. 弊社は、対象案件及びユーザーの登録情報について、情報を登録したユーザーの事前の同意を得た場合を除き、非公開として取り扱います。但し、弊社は、個人を識別できない形式に加工したうえでデータベースを第三者の閲覧に供することがあり、ユーザーは予めこれに同意します。
9. 弊社は、その裁量により、クライアント会員とエンジニア会員を相互に紹介し、両者間のコミュニケーションの補助を行います。
10. 弊社は、その裁量により、ユーザーが公開を希望する情報又は自ら本サービス内に投稿する情報を第三者の閲覧に供することがあり、ユーザーは予めこれに同意します。
11. 弊社は、本サービスに登録した会員の名称、屋号、ロゴ、商標及びホームページアドレス等を、本サービスの導入企業、実績として紹介し又は本サービスを宣伝する目的で本サイト又は弊社の営業資料等に表示又は掲載することがあり、ユーザーは予めこれに同意します。但し、ユーザーが弊社に対し当該表示又は掲載の中止を申し入れた場合、弊社は速やかに当該表示又は掲載を中止します。

第5条 情報提供義務

1. 会員となろうとする者が法人ではなく個人であり、かつ消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了している場合には、弊社に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。
 - 1) 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された氏名又は名称
 - 2) 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された主たる屋号・通称・旧姓（旧氏）
 - 3) 登録番号
 - 4) その他消費税法上の公表申出手続により登録している情報
2. 会員となろうとする者が法人であり、かつ消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了している場合には、弊社に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。
 - 1) 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された法人名
 - 2) 登録番号
 - 3) 本店又は主たる事務所の所在地
 - 4) 国内において行う資産の譲渡等に係る事務所その他これらに準ずるもの所在地
3. すでに会員となっている者が、会員となった後に消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了した場合、個人の会員は、当該個人に関する本条第1項各号に掲げる事項、法人の会員は、当該法人に関する本条第2項に掲げる事項について、遅滞なく、弊社に対して通知しなければならないものとします。
4. 会員又は会員となろうとする者が、消費税法上の規定により適格請求書発行事業者登録を取り消され、又はその登録の効力を失ったときは、直ちに弊社に対して通知しなければならないものとします。
5. 会員又は会員となろうとする者が本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、当該会員又は会員となろうとする者に損害が生じた場合でも、当該損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

6. 会員又は会員となろうとする者が本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、弊社又はユーザーに損害が生じた場合、当該会員又は会員となろうとする者弊社又はクライアント会員に対し、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第6条 登録の取消等・退会

1. 第4条に基づく登録手続後であっても、会員について以下の各号の一に該当する事実が判明した場合には、登録の取り消し、本サービス利用の停止、その他会員としての権利の剥奪等弊社が必要と判断する措置を行う場合があります。
 - 1) 入力された登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合
 - 2) 第4条に定める資格・条件を満たしていないことが判明した場合、又は満たさなくなった場合
 - 3) 法令又は本利用規約及び各種ガイドラインに違反する行為を行った場合、又は当該行為を行うおそれがあると認められる場合
 - 4) 登録手続を行った当該個人又は法人が、弊社又は弊社グループ企業が提供する各種サービスにおいて、過去に弊社、他のユーザー又は第三者との間で何らかのトラブルを起こしていることが判明した場合
 - 5) 他のユーザーや第三者との間で発生した争いが、弊社所定の水準を超えた場合
 - 6) 他のユーザーや第三者から受ける苦情が、弊社所定の水準を超えた場合（当該ユーザーについて、他のユーザーや第三者から弊社が受ける苦情を含みます。）
 - 7) 弊社から送付された電子メールを受領することができない場合、又は弊社からの連絡に対して30日以上応答が無い場合
 - 8) その他弊社が当該会員の登録が不適切であると判断した場合、又は弊社が本サイトの運営上支障があると判断した場合
2. 弊社は、前項に定める措置により会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。なお、弊社は、前項に定める措置の対象となったユーザーが今後支払われる予定であった金銭について、弊社の判断により、支払留保又は別途弊社が指定する他の方法による精算等、必要な処置を行うことができるものとします。
3. 会員が退会を希望する場合には、弊社所定の手続を行うこととします。但し、当該会員が以下に定める状況にある間は退会できないものとします。

- 1) 自らが受発注者となった本業務委託契約にかかる業務が終了していない場合
- 2) 自らが受発注者となった本業務委託契約の決済手続が完了していない場合

第3章 本サービス

第7条 本サービスの内容について

1. 弊社は、本サービスを通じて、業務委託契約を締結し業務を遂行するためのツール及びプラットフォームの提供を行います。
2. 本サービスは、クライアント会員とエンジニア会員が直接業務委託契約を締結することを目的とするものであり、弊社は本サービスを利用して締結される本業務委託契約の当事者とはなりません。
3. 本業務委託契約に基づくクライアント会員からエンジニア会員に対する報酬の支払事務は、弊社がエンジニア会員に代わり当該報酬を受領し、それを弊社がエンジニア会員に引渡すことにより行われるものとします。エンジニア会員と弊社の間には代理受領契約が成立するものとし、当該契約に基づき、エンジニア会員は弊社に対して、クライアント会員に対して有する報酬請求権の代理受領権を授与するものとします。

第8条 本サービスの利用について

1. 会員が本サービスを利用して契約を締結する場合、契約形態は業務委託契約とします。クライアント会員は、エンジニア会員が受託業務を遂行するにあたり、業務内容・遂行方法について具体的な指揮命令又は監督を行うことや、業務の遂行場所・時間の指定などを行うことはできません。
2. 弊社は、本業務委託契約を行うエンジニア会員若しくはクライアント会員の選定及び本業務委託契約に基づく業務の遂行やその成果物について、それらの内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等の確認及び保証を行わないとともに、その瑕疵に関して一切の責任を負いません。

3. 会員は、依頼する業務内容の登録にあたり、具体的な内容を明らかにする必要があるものとし、本サイト外へ誘導する記載又は行為を行ってはならないものとします。
4. 会員は、秘密保持義務、競業避免義務、その他自己が他者に対して負う義務に違反してはならないものとします。
5. 弊社は、会員の希望又は弊社の基準に基づき、別途弊社所定の本人確認を行う場合があります。この場合、会員は、以下各号の事項につき承諾し従うものとします。
 - 1) 本人確認が完了した会員については本人確認登録が行われるものとし、本人確認登録が完了しない会員は、本サービスの一部又は全部の利用について制約を受ける場合があること
 - 2) 会員が本人確認を行う場合、弊社に対し、虚偽、偽造、変造又は誤認を与える資料を本人確認書類として提出しないこと
 - 3) 本人確認登録後、本人確認時に会員が虚偽、偽造、変造又は誤解を与える資料を本人確認書類として提出した疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他弊社が必要と判断した場合は、再度、弊社が指定する証明書類の提出を求めるこ
 - 4) 弊社が別途定める期日までに証明書類の再提出がなされない場合、会員に通知することなく、会員の本サービスの利用の停止又は資格の取消等を行うこと
 - 5) 会員が弊社の指定する証明書類の提出をするまで、本サービスの一部又は全部の利用について制約を受ける場合があること
 - 6) 弊社が本条に基づき本サービスの一部又は全部の利用の制限、本サービスの利用を停止若しくは資格の取消等の措置を行ったことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、弊社は一切の責任を負わないこと
 - 7) 本人確認登録は、あくまで本人確認書類と本サイトへの登録情報との合致を確認するだけであり、弊社は、当該会員の存在、責任能力、業務遂行能力、連絡先情報の正確性、その他の能力の有無等を一切保証せず、何ら責任を負わないこと

第9条 システム手数料

1. 受発注者は、弊社に対し、本サービス利用料（以下「システム手数料」といいます。）として、以下各号の定めに従い、各金員の支払い義務を負うものとします。なお、支払いの時期及び方法については第17条の定めによることとします。

- 1) 本業務委託契約に基づいて、エンジニア会員は、弊社に対し、本委託料（税込金額）の 20% に相当する金員をシステム手数料として支払います。
 - 2) 会員が弊社の提供する有料オプションを利用する場合、有料オプションを利用する会員は、弊社に対して、当該有料オプション利用料として定められた金額を支払う義務を負うものとします。なお、弊社が当該有料オプションの支払いを確認でき次第、会員は当該有料オプションを利用できるものとします。
 - 3) エンジニア会員は、第17条のいずれかの定めに基づき弊社がエンジニア会員に本委託料を支払うときに、当該支払からシステム手数料を控除する方法により支払います。但し、控除後に未払のシステム手数料があるときは、控除の月の翌月末日までに弊社の指定する預金口座宛に残額を振込送金する方法により支払います。
2. クライアント会員またはエンジニア会員は、期日までに前項第1号又は第2号に定めるシステム手数料を支払わない場合、遅延した日数に年14.6%の割合による遅延損害金を、システム手数料と合わせて支払うものとします。
 3. 登録を解除した場合においても、第1項のシステム手数料の支払義務を免れないものとします。
 4. 会員又は過去5年以内に会員であった者は、会員又は過去5年以内に会員であった者と、本サービスを利用せずに、直接に本サービスを通じて委託可能な内容に関する業務委託契約を締結すること及びその勧誘をすることを行ってはならないものとします。本条に定めるシステム手数料は、クライアント会員がエンジニア会員の紹介を受けた日から起算して5年以内に当該エンジニア会員との間で締結される全ての本業務委託契約を対象とします。但し、弊社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
 5. クライアント会員またはエンジニア会員を雇用する場合においては下記の通り紹介手数料が発生するものとします。
 - 1) クライアント会員がエンジニア会員またはエンジニア会員の所属する企業の役職員を雇用する場合、クライアント会員は弊社に対して、紹介手数料としてエンジニア会員または当

該役職員の初年度における報酬年額（初年度の期間が 12 ヶ月未満の場合には 12 ヶ月分相当の金額）の 50%に相当する金員（税別）を支払うものとします。

- 2) クライアント会員がエンジニア会員またはエンジニア会員の所属する企業の役職員を会社法に定める役員として選任する場合、クライアント会員は弊社に対して、紹介手数料としてエンジニア会員または当該役職員の初年度における役員報酬年額（初年度の期間が 12 ヶ月未満の場合には 12 ヶ月分相当の金額）の 50%に相当する金員（税別）を支払うものとします。
6. 会員間での連絡は、原則として弊社指定の連絡手段において行うものとします。但し、弊社が事前に承諾した場合はこれに限りません。
7. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、ユーザーの費用と責任において行うものとします。

第4章 会員間で行われる取引

第1節 取引

第10条 取引の種類

会員は、本サービスにおいて、弊社が以下に定める種類の取引を行うことができるものとします。

- 1) パートナー型
- 2) スポット型

契約形式	パートナー型	スポット型
契約期間	1年	任意
契約開始日	契約開始月の1日	任意

契約終了日	契約最終月の月末	任意
保証金	○	-
月額報酬	○	-
ボーナス	○	-
委託料の算出方法	ベース単価 人工 ※	ベース単価×1.2 人工×1.2 ※
業務締日	-	前月21日～当月20日 請求条件を満たすものを請求書発行の対象とする
請求書発行日 ストラボ→クライアント会員 に発行	毎月25日 例：1月分は1/25に発行	毎月25日
支払期日 クライアント会員→ストラボ に振込	請求書発行の翌月20日	請求書発行の翌月20日
システム手数料請求書発行日 ストラボ→エンジニア会員 に発行	毎月25日	毎月25日
報酬受け取り日 ストラボ→エンジニア会員 に振込	請求書発行の翌月末	請求書発行の翌月末
ボーナス請求書発行日 ストラボ→クライアント会員 に発行	契約終了月の翌月25日	-
ボーナス支払期日 クライアント会員→ストラボ に振込	契約終了月の翌々月20日	-
ボーナス分のシステム手数料 請求書発行日 ストラボ→エンジニア会員 に発行	契約終了月の翌月25日	-
ボーナス受け取り日 ストラボ→エンジニア会員 に振込	契約終了月の翌々月末	-

※契約時及び更新時の最新版

第11条 本業務委託契約の交渉、締結及び履行の責任

- 弊社により相互に紹介されたクライアント会員及びエンジニア会員は、本業務委託契約の締結を目的とした交渉を開始することができます。

2. クライアント会員及びエンジニア会員は、本業務委託契約の交渉、締結及び履行については、自らの費用と責任で行うものとします。また、クライアント会員及びエンジニア会員は、自らの財産（有形であると無形であるとを問わず、秘密情報を含みます。）を自己の責任で管理するものとします。さらに、クライアント会員及びエンジニア会員は、本業務委託契約の履行に起因又は関連して損害又は紛争が生じた場合といえども、弊社は何ら責任を負わないことに同意します。
3. 弊社は、本業務委託契約の交渉、締結、内容及び履行、クライアント会員の支払能力、並びに、エンジニア会員の経験、能力及び資格の有無について何らの責任を負うものではありません。クライアント会員及びエンジニア会員は、これらを異議なく承諾したうえで、本サービスを利用するものとします。
4. 本条及び本業務委託契約の定めにかかわらず、クライアント会員及びエンジニア会員は、第11条から第15条までの定めに従い本業務委託契約に基づく権利を行使し、義務を履行するものとします。クライアント会員及びエンジニア会員は、本条の定めと本業務委託契約の内容が矛盾又は抵触するときは、本条の定めが優先することに同意します。

第12条 本業務委託契約の成立

1. クライアント会員がパートナー型による取引を選択した場合、本サービス内において、エンジニア会員とクライアント会員の間で、業務範囲・年間契約料等の契約内容が確定し、その内容にしたがって実施する意思が相互に確認された時点で、弊社所定書式の契約書を交わし、当事者間で業務委託契約が締結されるものとします。
2. クライアント会員がスポット型による取引を選択した場合、本サービス内において、エンジニア会員とクライアント会員の間で、業務範囲・契約料・支払い条件等の契約内容が確定し、その内容にしたがって実施する意思が相互に確認された時点で、弊社所定書式の契約書及び発注書・請書を交わし、当事者間で業務委託契約が締結されるものとします。
3. 第一項・第二項の契約締結に際して、エンジニア会員とクライアント会員の間で業務内容・年間契約料等以外に契約不適合責任の有無等の取決めを行う必要がある場合は、当事者間で別途合意するものとし、弊社はその合意の存否及び内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

4. エンジニア会員は、契約に従った業務の遂行・完成・成果物の引渡し義務を負います。
5. クライアント会員は、業務の成果物がある場合にはこれに瑕疵がないか検収する義務及び業務の遂行・完成に対して契約に従った報酬を支払う義務を負うものとします。
6. クライアント会員及びエンジニア会員は、本業務委託契約、発注書及び請書が中小受託取引適正化法その他の関係法令に基づき必要とされる事項を含む書面又は電磁的記録としての機能を有するよう作成・保存するものとします。

第13条 本業務委託契約の解約

1. クライアント会員又はエンジニア会員は、相手方に対し解約を申し出る場合、解約を申し出る30日前までに書面を相手方及び弊社に通知し、相手方が同意した時点で本契約を解約することができます。解約を申し出る場合は、解約を相当とする事由がなければこれを認めません。解約を希望する旨を伝えて1週間が経過しても契約相手が同意または拒否の手続きを行っていない場合、解約するものとします。
2. パートナー型の解約について
 - 1) クライアント会員が解約を申し出る場合において、月額報酬の2か月分又は契約残額の50%に相当する額のいずれか高い額を支払うことで、本契約を解約することができます。また、解約を申し出た時点での委託料の合計が月額報酬の合計を上回る場合の差額をボーナスとしてクライアント会員は支払うものとします。
 - 2) エンジニア会員が解約を申し出る場合において、解約を申し出た時点での委託料の合計がクライアント会員から受け取った月額報酬の合計を下回る場合の差額をクライアント会員に返金または差額分の設計を完了するまで解約できないものとします。なお、合計の受注額が月額の契約料の合計を上回っている場合、クライアント会員からのボーナスは支払われないものとします。
 - 3) 解約を申し出る場合において、進行中の案件がある場合は成果品または工程での途中精算を基本とし、各成果品の進捗を加味して出来高精算を行い、解約を申し出た時点での委託料の合計を集計するものとします。

3. スポット型の解約について

- 1) 解約を申し出る場合において、成果品での途中精算を基本とし、各成果品の進捗を加味して出来高精算を行います。

第14条 解約の特例

1. 正常な業務の遂行が困難であると判断した時、その他信頼関係を維持できない事情が生じたと判断したときは契約を解約できるものとします。
2. パートナー型において、クライアント会員が2か月連続して支払いが滞納する場合、契約の解約となり、解約から1年間はエンジニア会員と新たな契約を結ぶことができません。
3. すべての契約形式において、エンジニア会員が音信不通になる場合、契約を解約の上、解約から1年間新たな契約を結ぶことができません。また、パートナー型において、月額報酬を受け取ったが、一度も納品することなく音信不通になったエンジニア会員については、月額報酬の返金及び罰則金を請求する場合があります。

第15条 契約終了時の措置

1. エンジニア会員は、本業務委託契約がその理由を問わず満了、解約、解除した場合も、満了、解約、解除日まで善良な管理者の注意義務をもって本業務委託契約の残存業務を遂行し、適切にクライアント会員に業務を引き継ぐものとします。
2. 本業務委託契約がその理由を問わず満了、解約、解除した場合も、履行済みの業務に対する本委託料債務は当然には消滅せず、クライアント会員は、本業務委託契約の定めに基づき支払うものとします。

第2節 決済手続き

第16条 本委託料等の種別

1. クライアント会員は、対象案件の本委託料をエンジニア会員のランクに応じたベース単価又は人工のいずれかにより決定するものとします。
2. クライアント会員は、パートナー型において、契約満了時の合計委託料が年間契約料を上回る場合の差額をボーナスとして、本業務委託契約の定めに基づきエンジニア会員に支払うものとします。

第17条 本委託料のクライアント会員から弊社への支払

1. エンジニア会員は、弊社に対し本委託料の代理受領権限を付与し、弊社は、当該代理受領権限に基づき、クライアント会員から本委託料を受領し、本規約の定めに基づきエンジニア会員に引き渡すものとします（以下「本収納代行合意」といいます。）。
2. クライアント会員は、次の各号の場合に応じ、当該各号の定めに従い、本委託料を弊社に対し弊社の指定する預金口座宛てに振込送金する方法により支払います。振込手数料はクライアント会員の負担とします。本委託料がクライアント会員から弊社に支払われた時点において、クライアント会員のエンジニア会員に対する本委託料支払債務は、その同額につき消滅するものとします。

1) パートナー型

1. 保証金の支払い

契約締結時に月額報酬の2か月分に相当する金額を契約締結より7営業日以内に、クライアント会員は保証金として弊社に預け入れを行います。保証金の返還時期は業務委託契約の終了時とします。弊社は保証金をもって未払い月額報酬の弁済および未払いのボーナスの一部または全ての弁済に充当することができます。

2. 本委託料の支払い

毎月20日までに当該月分の月額報酬を弊社に支払います。

3. ボーナスの支払い

契約最終月の翌々月20日までに、ボーナスを弊社に支払います。

2) スポット型

1. 保証金の支払い

保証金の設定はありません。

2. 本委託料の支払い

毎月20日締めとし、翌月20日までに支払い条件を満たした分について当該月分の本委託料を弊社に支払います。

第18条 本委託料の支払に関するクライアント会員及びエンジニア会員の権利及び義務

1. エンジニア会員は、前条に基づく支払が期日までに弊社になされなかったときは、本業務委託契約に基づく業務の遂行を保留することができ、クライアント会員はこれを承諾します。また、支払期日から1か月が経過してもなお当該支払がないときは、本業務委託契約を解約することができます。さらに、エンジニア会員に本業務委託契約の解約による損失又は未払の本委託料があるときは、エンジニア会員は、第15条第2項に基づく権利行使することができます。
2. エンジニア会員は、本業務委託契約に基づく業務を完了し又は成果物の作成を完了したときは、速やかにクライアント会員及び弊社に報告します。
3. クライアント会員は、前項の報告を受けたときは、当該業務の遂行状況及び報告の内容を確認し、異議のあるときは5営業日以内にその旨をエンジニア会員及び弊社に通知し（5営業日以内に当該通知がないときは、当該業務が完了したことを承認したものとみなします。）、エンジニア会員と誠実に協議のうえ当該通知の日から2週間以内に当該報告内容について合意するものとします。エンジニア会員とクライアント会員の間で2週間以内にかかる合意が成立しない場合、その紛議は、エンジニア会員とクライアント会員が各自の責任で解決するものとします。

第19条 本委託料の支払に関する弊社の権利及び義務

1. 弊社は、次の各号の場合に応じ、当該各号の定めに従い本委託料をエンジニア会員の指定する預金口座宛てに振込送金する方法により支払うものとします。振込手数料はエンジニア会員の負担となります。なお、弊社は、クライアント会員のエンジニア会員に対する本委託料の支払いを保証するものではなく、本条に基づく弊社のエンジニア会員に対する支払いの責任は、弊社が本収納代行合意に基づきクライアント会員から支払いを受けた額を限度とします。

1) パートナー型の場合

弊社がクライアント会員に対し、毎月月末締めで月額報酬の請求書を代理発行します。翌月20日にクライアント会員より支払いを受けた月額報酬を、翌月末にシステム手数料を控除した金額をエンジニア会員に支払います。
ボーナスは契約終了月の翌々月20日にクライアント会員により支払いを受け、翌々月末にシステム手数料を控除した金額をエンジニア会員に支払います。

2) スポット型の場合

弊社がクライアント会員に対し、毎月20日締めで本委託料の請求書を代理発行します。翌月20日にクライアント会員より支払いを受けた本委託料を、翌月末にシステム手数料を控除した金額をエンジニア会員に支払います。

2. 弊社は、本業務委託契約が第13条又は第14条の規定により解約されたと弊社が合理的に判断したとき及び第18条第1項の規定により本業務委託契約が解約されたときは、エンジニア会員に通知することにより、本収納代行合意を解約することができます。この場合、弊社は、第13条の定めに基づきエンジニア会員が支払いを受けることのできる金額のみをエンジニア会員の指定する預金口座宛てに送金し、残金（もしあれば）はクライアント会員の指定する預金口座宛てに返金します。なお、振込手数料は、それぞれエンジニア会員及びクライアント会員の負担とします。

3. 第13条に定めるもののほか、クライアント会員及びエンジニア会員間で、本業務委託契約の成立、存続、変更、解除、債務不履行、損害賠償、本委託料の増額等に関して紛議が生じたときは、クライアント会員及びエンジニア会員は、両者の責任で当該紛議を解決するよう誠実に協議します。弊社は、紛議の発生を認めた場合、本条に基づく支払いを留保し、これを

解決するようクライアント会員及びエンジニア会員に通知することができます。この場合、弊社は、(1)通知から2週間以内にクライアント会員及びエンジニア会員から紛議を解決したことと証する両者が署名した書面を受領したときは、当該書面の内容に基づき本委託料を取り扱うものとし、(2)当該書面を受領しなかったとき又は当該書面の内容では本委託料の取り扱いが一義的に定まらないときは、本収納代行合意を解約し、本委託料をクライアント会員の指定する預金口座宛に返金するものとします。なお、振込手数料はクライアント会員の負担とします。

4. クライアント会員及びエンジニア会員は、本委託料に係る本条の取り扱いを異議なく承諾し、弊社に対し一切の異議申し立て、損害賠償請求等をしないものとします。

第5章 ユーザの責任

第20条 利用環境の整備

ユーザーは、本サービスを利用するためには必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、本サイトが利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して本サイトに接続するものとします。

第21条 自己責任の原則

ユーザーは、ユーザーによる本サービスの利用とその本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負います。ユーザーは、本サービスの利用により本サービス又は他者に対して損害を与えた場合（ユーザーが、本規約等における義務を履行しないことにより他者又は本サービスが損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第22条 禁止事項

1. 弊社は、全てのユーザーが法令に則って安全且つ快適に仕事の取引を行って頂くために、ユーザーに対し、以下に関連する行為を禁止します。ユーザーが以下に該当する行為を行った場合、弊社は、その故意・過失であるかにかかわらず違反行為とみなすことができるものと

します。具体事例はガイドラインにも詳しく記載されていますので、必ずご確認ください。ガイドラインについても本規約の一部を構成し、当該ガイドラインに違反した場合は、本規約に違反したものとみなします。

- 1) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は弊社若しくは第三者の権利を侵害する行為
 - 2) 事実と異なる表示を行う行為及び弊社に虚偽の事実を通知する行為
 - 3) 弊社の社名、商標、意匠、サービス名称、社員の肩書、弊社の委託先である旨の表示などを利用し、弊社の名義を冒用する行為
 - 4) 他のユーザー又は発注元に迷惑を及ぼし若しくは嫌悪感を抱かせ、又はそれらのおそれのある行為
 - 5) システム手数料の発生を回避し又は減額する目的で、弊社から紹介を受けたユーザーと本サービス外で直接連絡を取り（但し、当該紹介から5年を経過したときはこの限りではない）又は虚偽の表示を行う行為
 - 6) 会員間で本取引に関する報酬を直接授受する行為（なお、直接の報酬の授受の有無にかかわらず、クライアント会員は弊社に第17条所定の報酬の払込みを行う義務があるものとします。）
 - 7) 本サービスの目的と無関係な広告、宣伝又は勧誘を行う行為
 - 8) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - 9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為及び第三者に自己の名義を使用させる行為
 - 10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - 11) 本サービスを正当に利用する以外の目的又は態様で、本サイトに含まれる情報を利用し若しくは再生、複写、複製、送付等をし、又はこれらの目的で本サイトにアクセスすること
 - 12) 本サービスの運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - 13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - 14) その他弊社が合理的理由に基づいて本サービスの目的に反すると認めた行為
2. ユーザーは、前項各号のいずれかに該当する行為又はその行為がなされるおそれを覚知したときは、速やかに弊社に通知するものとします。

第23条 第三者の知的財産権の尊重

- ユーザーは、他の会員等及び第三者の知的財産権を尊重する義務を負います。
- ユーザーが前項の義務を怠ったことにより、権利者又は権利者から許諾を受けた者との間で紛争やトラブルが生じた場合は、ユーザーの責任と費用で解決するものとし、弊社には一切迷惑をかけないものとします。万一、弊社が損害を被った場合は、ユーザーは弊社に当該損害を賠償する責任を負います。

第24条 業務委託に関する法令の遵守

会員は、本サービスにおける本業務委託契約において、以下の法律上の規定その他業務委託に関する法律を遵守するものとします。

- 本業務委託契約によってエンジニア会員に支払われる報酬について、クライアント会員が源泉徴収をする義務があるときは、クライアント会員は源泉徴収税の納付、支払調書の交付等の義務を履行するものとします。
- 本業務委託契約が中小受託取引適正化法の適用対象となる場合、委託事業者に該当するクライアント会員は、同法及び関連法令を遵守するものとします。

第25条 秘密情報の取り扱い

- 会員は、本サービスを通じて会員間で連絡を取り合う場合、相手方から開示された相手方の技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウなどに関する一切の情報について、これを秘密情報として保持し、事前に当該相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者への開示又は漏洩をしてはならず、また、本サービスの利用及び本サービスに基づき成立した業務委託契約の履行の目的以外で使用しないものとします。
- 次の各号に定める情報は、秘密情報から除外します。
 - 開示者から開示を受ける前に、被開示者が正当に保有していたことを証明できる情報
 - 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - 被開示者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

- 5) 被開示者が、開示された情報によらず独自に開発した情報
3. 会員は、本業務委託契約を開始する前に、必要に応じ、別途秘密保持契約等を締結し、相互の秘密保持に努めるものとします。
4. 弊社は、会員間における秘密保持について何らこれを保証するものではなく、会員が本条第1項の規定に違反したことにより他の会員その他の第三者との間で紛争が生じたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとし、会員の責任と費用でこれを解決するものとします。

第26条 地位等の譲渡禁止

ユーザーは、本利用規約に基づく権利、義務及び本利用規約に基づき成立する契約上の地位の全部又は一部について、これを第三者に譲渡、質入れ、その他の方法により処分してはならないものとします。但し、弊社の書面による事前の承諾がある場合を除きます。

第6章 本サービスの運営・免責等

第27条 個人情報の取り扱い

1. 弊社は、ユーザーから取得した個人情報について、弊社のプライバシーポリシー及び個人情報の保護に関する法律に従って取り扱います。
2. ユーザーは、弊社から個人情報の提供を受けた場合、個人情報の保護に関する法律に従つて、当該個人情報を管理し、取り扱うものとします。

第28条 弊社提供サービスに関する知的財産権

1. 本サービスで弊社が作成・提供する画像、テキスト、プログラム等に関する著作権等の一切の知的財産権は、弊社に帰属します。
2. 本サービスで弊社が作成・提供・掲載する一切の画像、テキスト、プログラム等は、著作権法、商標法等の法律により保護されています。

第29条 監視業務

弊社は、ユーザーが本サービスを適正に利用しているかどうかを監視する業務を弊社の裁量により行うものとし、ユーザーはそれに同意するものとします。

第30条 規約違反への対処及び違約金等

1. 弊社は、ユーザーの行為が本利用規約及び各種ガイドラインの定めに抵触すると判断した場合、弊社の判断により、当該ユーザーに何ら通知することなくして、本サービスの一時停止、登録の解除、本サービスへのアクセスを拒否、本サイト上におけるプロフィール等の掲載情報や電子掲示板への投稿の全部若しくは一部の削除、変更又は公開範囲の制限、進行中案件の停止、掲載案件の削除、その他弊社が必要と判断する一切の措置を講ずることができるものとします。
2. 前項に基づく弊社の対処に関する質問、苦情は一切受け付けておりません。なお、ユーザーは、当該措置によって被った一切の損害について、弊社に対して賠償請求を行わないものとします。
3. 弊社は、ユーザーが本利用規約違反等の悪質な行為を行っていると判断した場合、当該ユーザーに対して法的措置を検討するものとします。
4. ユーザーは、ユーザーが本利用規約違反等の行為を行ったことにより弊社に損害（第三者に損害が生じ、その損害について弊社が填補した場合を含みます。）が生じた場合、その一切の損害について、弊社に対して賠償する責任を負うものとします。
5. 弊社は、ユーザーが第22条に違反した場合、当該ユーザーの登録解除等弊社が必要と判断する措置を講ずることができるものとします。また、弊社は、ユーザーに対し、違約金として、当該取引の報酬額に対するシステム手数料相当額か金100万円のいずれか大きい方の金額（当該取引の報酬額に対するシステム手数料相当額の算定が不可能な場合は、金100万円）の支払いを求めること及び一切の法的措置（金銭賠償請求を含むがこれに限りません。）を講ずることができるものとします。

第31条 弊社からの連絡又は通知

1. 弊社がユーザーへの連絡又は通知の必要がある場合には、登録されたメールアドレス宛にメールするか、ビジネスチャット、または登録された住所宛に郵送することによって、連絡又は通知を行います。
2. ユーザーは、原則としてメール、ビジネスチャット、お問い合わせフォーム、又は電話にて弊社への連絡を行うものとします。来訪は受け付けておりません。

第32条 サイトの中止・停止・終了

1. 弊社は、システム障害及び保守、地震等の天変地異や火災等の自然災害の発生、その他技術上・運営上の理由により、本サービスの提供が困難であると判断した場合、ユーザーへの事前通知を行わず、本サービスの中止を行う場合があります。
2. 弊社は2週間前までに、ユーザーに電子メールでの通知及び本サービスの提供を行うWebサイト上で告知を行うことにより、本サービスの停止及び終了を行うことができるものとします。
3. 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置に基づきユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第33条 免責

ユーザーは下記を承諾のうえ、自らの責任で本サービスを利用するものとします。

- 1) 登録取消し、ユーザーによる秘密漏示、本サービスのシステム不具合や障害・中断やデータの消失・漏洩等により生じた不利益・損害等、本サービスの利用によりユーザーに生じた一切の不利益・損害について弊社は一切の責任を負いません。
- 2) ユーザーが、本サービスを利用することにより、他のユーザー又は第三者に対し不利益・損害を与えた場合、ユーザーは自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、これら的一切の不利益・損害について弊社は一切責任を負いません。
- 3) 弊社は本サービス上で行われる受発注者間の取引を管理するものではなく、取引によって生じた一切の不利益・損害について一切責任を負いません。

- 4) 本サービス上でやりとりされるメッセージや送受信されるファイルに個人情報等が含まれていた場合、それによってユーザーが被った不利益・損害について、弊社は一切責任を負いません。
- 5) 弊社は、ユーザーの身元の保証をするものではなく、また、エンジニア会員又はクライアント会員が本サービス上で取引を完了することを保証するものではありません。
- 6) 弊社は、本サービス上でユーザーが作成・登録・提供・掲載・投稿した一切の画像、テキスト、プログラム等について、本サイトの円滑な運営又は本サービスの継続的な提供のために必要な範囲内で、弊社の判断により、使用・公開等を行うことができるものとし、これらによる一切の不利益・損害について弊社は一切責任を負いません。
- 7) クライアント会員及びエンジニア会員間の紛争、本業務委託契約に起因若しくは関連する紛争、又はユーザーと第三者との間で生じた紛争について弊社は一切責任を負いません。
- 8) その他弊社の責に帰すことのできない事由について弊社は一切責任を負いません。

第34条 本サービスの譲渡等

弊社は、本サービスの事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、本サービスの運営者たる地位、本利用規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びにユーザーの登録情報及びその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本サービスのユーザーは、ユーザーたる地位、本規約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びにユーザーの登録情報その他情報の譲渡につきあらかじめ同意するものとします。

第7章 本サービスの運営・免責等

第35条 反社会勢力の排除

1. 弊社及びユーザーは、相手方に対し、当該ユーザーによる本サービスの利用開始時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ当該ユーザーによる本サービスの利用期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその

他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいうものとします。

2. 弊社及びユーザーは、本サービスの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
 - 5) その他前各号に準ずる行為

第36条 準拠法・分離可能性・管轄裁判所

1. 本利用規約は、日本法に基づき解釈されるものとします。
2. 本利用規約の一部について裁判所やその他正当な権限を有する機関により違法、執行不能又は無効とされた場合、その違法性、執行不能性又は無効性は、本利用規約の他の条項の適法性、執行可能性又は有効性に一切影響を与えないものとします。
3. 本サービスに関連して訴訟等の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年2月17日制定・施行

2026年1月1日改定・適用